

第4章 施策の内容

基本目標Ⅰ それぞれの個性を認め合える社会づくり

[現状と課題]

- 男女共同参画に関する理解を深めるための啓発活動として、広報等による情報発信のほか、講座や講演会等を開催しました。学校においては人権教育と合わせて男女共同参画意識の醸成に取り組みました。
- DVをはじめ複雑化する市民の相談に対応するため、関係機関と連携を図ったほか、研修会に参加する等、婦人相談員の質の向上を図りました。
- 現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、生活不安やストレスを原因とするDV被害者等の増加が懸念されています。
- 女性は非正規雇用が多く、男性に比べて収入が低い傾向にあり、社会情勢の影響を受け、職を失いやすく、貧困等生活上の困難に陥りやすい特徴があり、ひとり親のうち約9割を占める母子家庭では影響が深刻化する懸念があります。

施策の方向1 男女共同参画社会への理解促進

男女共同参画社会の実現には、市民一人ひとりが男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を深めることが重要です。そのため、あらゆる分野において固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消が必要です。これらの意識は長年にわたって形成されてきたものであり、依然として家庭生活や地域社会、職業生活に根強く残っています。男女共同参画社会の理念が市民に深く浸透するよう意識啓発を行います。

(1) 啓発活動の推進

事業	事業の内容	担当課
New ジェンダー平等に配慮した広報	市から発行する広報紙等において、言葉づかいや文章表現・写真・イラスト等の使用について、ジェンダー平等の視点に配慮し作成します。	政策推進課 (全課)
New SDGsへの取組	SDGsの目標の1つである「ジェンダー平等の実現」への取組を推進すると共に、市民・事業所等に向けた普及啓発を図ります。	政策推進課

(2) 情報の収集・提供の充実

事業	事業の内容	担当課
男女共同参画広報紙の発行	男女共同参画に関する広報紙として「ばらんす」を発行し、意識啓発と情報提供を行います。	政策推進課
男女共同参画に関する情報の提供	関係行政機関等、広範囲な情報の収集を行い、ホームページ等の活用により、男女共同参画に関する案内や情報を提供します。	政策推進課

施策の方向2 男女共同参画をめざす幼児期からのジェンダー教育の推進

幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期であるため、この時期に男女を尊重できるようなジェンダー教育を提供することは、個人が自由に生きる社会を形成するために大きな効果を及ぼします。子どもたちが性差にとらわれず、個々の資質・能力を伸ばすことができるよう、あらゆる場面の男女共同参画に関するジェンダー教育を推進します。

また、特別活動等を通してそれぞれが協力し尊重し合う態度を養うと共に、男女共同参画について学ぶことができる学習機会を提供します。

人が自分の身体や性にコンプレックスを持つようになるのは思春期が多いとされています。子どもたちに命の大切さや、性に対する正しい知識が得られるよう、性に関する教育の充実を図ります。

(1) ジェンダー平等に関する教育の推進

事業	事業の内容	担当課
キャリア教育、進路指導の充実	女性の進路の拡充についての情報に触れ、女性の社会参加や地位向上について適切な認識を持つことができるよう、望ましい勤労観や職業観の育成を図ります。	学校教育課
小学生交流事業	市内小学生と岡山県井原市の小学生が派遣・受け入れによる現地での交流・交歓を図ることで、男女共同参画の意識を身に付ける機会を提供します。	生涯学習課
発達段階に応じた人権教育の充実	道徳の指導計画の中に「性の尊重に関わる題材」を位置付け、指導の充実を図ります。	学校教育課

(2) 家庭・地域における男女共同参画に関する学習の推進

事業	事業の内容	担当課
家庭教育学級の開設	健全で豊かな人間性を育む家庭のあり方を考えるため、地区公民館において、地域・社会での実践を通じた学習活動を行います。	生涯学習課
男女共同参画講座等の実施	固定的な性別役割分担意識が芽生える以前から男女共同参画教育の推進を図ると共に、男女共同参画の意識の醸成を図るための講座や講演会を実施します。	政策推進課

(3) 国際交流の推進

事業	事業の内容	担当課
中学生交流事業の実施	海外派遣や外国人の受け入れでの体験を通じて、異文化への理解を深めると共に、国際感覚を身に付け、国際社会における男女共同参画を認識する機会を提供し、人間性豊かな生徒を育成します。	生涯学習課

国際交流会への支援	市民が多様な文化や価値観に触れることができるよう、市民レベルで外国人との交流活動を行う団体である国際交流会に対し、補助金の交付や日本語・英会話・中国語等の各教室の支援をします。	生涯学習課 政策推進課
-----------	--	----------------

施策の方向3 人権の尊重（DV防止基本計画）

配偶者やパートナー等に向けたあらゆる暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害です。しかし、家庭内や親しい人間関係の中で発生するため、問題が潜在化しやすい傾向にあります。一人ひとりが暴力の当事者とならないための周知・啓発、暴力を容認しない環境の整備を進めていくことが重要です。家庭や地域などの様々な場面での働きかけ、DV防止に向けた人権教育・啓発を中心とした、暴力を容認しない意識啓発を行います。

また、被害者への支援として、相談体制の充実、保護や自立支援、関係機関との連携強化に引き続き取り組めます。

（1）DV防止に対する啓発の推進

事業	事業の内容	担当課
広報・啓発の充実	パンフレット等の設置配布や、広報紙へ年数回、DV防止法や相談窓口を掲載し、市民に対してDVが犯罪であり重大な人権侵害であるということの周知を行います。	政策推進課
New 若年層を対象とした性暴力等被害防止に向けた啓発	デートDV、JKビジネス、ストーカー等のあらゆる形態の暴力に対する防止に向けた啓発を行います。	政策推進課
あらゆる暴力の根絶に向けた人権教育の充実	人権教育の指導計画の中に「女性に対する暴力の根絶に向けた内容」を位置付け、指導の充実を図ります。	学校教育課

（2）DV相談体制の充実

事業	事業の内容	担当課
相談体制の整備	大田原市福祉事務所において婦人相談員を配置し、DVやストーカーの被害者からの各種相談に応じるほか、必要な支援を行います。 また、相談窓口の周知に努めます。	子ども幸福課
婦人相談員の研修機会の提供	婦人相談員のスキルアップを目的とした研修会への参加や、婦人相談員間で事例等の情報を共有することで相談対応力向上を図ります。	子ども幸福課

二次被害の防止	被害者に対して円滑な窓口の対応、行政手続きを行うため、各課との情報共有を行います。	子ども幸福課 市民課 建築住宅課
---------	---	------------------------

(3) DV被害者の保護と自立の支援

事業	事業の内容	担当課
市営住宅への優先入居	DV被害等にあった市民へ市営・市有住宅の空き状況などを提供し、空き住戸に対して速やかにかつ適切に入居できるよう支援をします。	建築住宅課 子ども幸福課

(4) 関係機関との連携の強化

事業	事業の内容	担当課
県の配偶者暴力相談支援センターとの連携	緊急性のある被害者に対し、迅速かつ適切な対応及び支援を行っていくため、県の配偶者暴力相談支援センターと情報を共有するなど、綿密な連携を図ります。	子ども幸福課
県及び近隣市町等との連携	被害者に対し適切な対応ができるよう、県及び近隣市町等の関係機関と情報共有を図る等の連携を行います。	子ども幸福課

基本目標Ⅱ だれもがあらゆる分野へ参画できる地域づくり

[現状と課題]

- 政策・方針決定過程や地域、商工業及び農業分野における女性の人材育成や意識の啓発などを行い、男女共同参画の推進を図りました。しかしながら、少子高齢化の進行や人口減少により、政治・経済活動や地域活動の担い手不足が懸念されています。
- あらゆる分野の政策・方針決定過程やその実現のための取り組みに男性同様女性も参画し、多様な視点が確保されることで、迅速かつ、きめ細やかに社会情勢の変化に対応することができます。すべての人が性別や年齢にとらわれることなく、ライフステージに応じて自らの意志で多様な生き方を選択し、能力を十分に発揮しながら豊かな人生を送ることのできる、暮らしやすい社会づくりが必要です。

施策の方向1 政策・方針決定の場への女性参画の拡大

あらゆる分野の意思決定過程において男女が共に参画することで、様々な視点が確保されることから、社会経済情勢の変化に対応する力となります。社会制度や慣行がどちらか一方の性別に不利に働くような状況や、固定的な性別役割分担意識等の社会的格差の解消に取り組みます。

女性の参画を拡大することは、豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すと共に、だれもが暮らしやすい社会の実現につながります。

意思決定の場へ女性の参画を拡大させるため、市における女性登用の促進をはじめ、事業者や団体に向けた啓発及び地域活動における女性の活躍促進に取り組みます。

(1) 政策・方針決定の場への女性参画促進

事業	事業内容	担当課
審議会等における女性の登用の促進	男女双方の意見を取り入れることができる環境づくりに配慮し、女性の登用率向上や女性のいない審議会等をなくすことに努めるよう庁内に働きかけます。	政策推進課 (全課)

(2) 人材育成の推進

事業	事業の内容	担当課
女性団体連絡協議会の連携と支援	女性の活躍推進を目的に、女性団体の育成を推進し、組織の活性化を図ります。	政策推進課
New 地域におけるリーダーの育成	地域の方針決定の場への女性の参画を推進します。	政策推進課

施策の方向2 働く場における男女共同参画の推進（女性活躍推進計画）

働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できることは、自己実現につながり、個人の幸福の根幹を成すものです。また、少子高齢化に伴う人口減少が深刻化するなか、女性の活躍を推進することで、社会経済に活力をもたらし、持続的成長にもつながります。

そのため、性別にかかわらず、男女が共に働き続けられる職場環境づくりに向け、事業主等に向けた支援、市民に向けた普及・啓発等に取り組みます。

（1）働きやすい職場環境の整備

事業	事業の内容	担当課
雇用均等に関する周知	事業主に対して、男女雇用機会均等の確保や、多様な働き方のニーズに対応した就業環境づくり等の情報を提供するなど周知に努めます。	商工観光課
New 事業者に対する周知啓発	女性活躍推進等に積極的に取り組む事業者に対する公共調達のインセンティブ付与を周知啓発します。	政策推進課
育児・介護休業制度の普及啓発	男女が共に子育てや介護を担い、仕事との両立が可能となるよう市内企業に対し、育児・介護休業制度の啓発や情報の提供を行います。	商工観光課
ハラスメント防止対策の推進	セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント等の防止に向けて、事業者や労働者及び市民に向けた広報・啓発を行います。	商工観光課
男女共同参画推進事業者表彰の実施	仕事と生活の両立支援や男女が共に働きやすい職場づくりについて、積極的に取り組む事業者を表彰することにより、男女共同参画社会の促進を図ります。	政策推進課

（2）起業・再就職への支援

事業	事業の内容	担当課
職業能力開発の周知	職業訓練の各種講座や教育訓練給付制度等の支援策の情報提供に努め、求職者や在職者のスキルアップを支援します。	商工観光課
再就職希望者への支援	子育て中の女性等の再就職希望者に対して、合同面接会や各種支援策等の情報提供に努めます。	商工観光課
求人開拓事業の実施	大田原公共職業安定所、大田原地区雇用協会と連携し、雇用機会の維持及び就労機会の拡大を図ります。	商工観光課
女性起業家の育成支援	商工団体等と連携を図り、女性起業家の育成を支援することによって性別にとらわれない豊かな人材の育成を図ります。	商工観光課 政策推進課

(3) 農業における男女共同参画の推進

事業	事業の内容	担当課
農村女性リーダーの育成	農村女性のエンパワーメントにつながる研修会等への参加を支援します。	農政課 農業委員会
農村生活研究グループ協議会への支援	農村女性の地位向上を図ることを目的に、女性農業者を中心とする農村生活研究グループ協議会の活動を支援します。	農政課
男女で築く農業経営の発展支援	「とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」の推進に向け、女性農業者に対して認定農業者（共同申請を含む）への誘導を行います。	農政課
家族経営協定 ¹ 事業	男女が対等な立場で家族農業経営を確立していくために、就業条件や経営管理全般にかかる家族経営協定書づくりに取り組みます。	農業委員会

施策の方向3 地域社会への男女共同参画の促進

少子高齢化や世帯の少人数化が進む中で、地域内の連携を強め、地域とのつながりの中で安心して、心豊かな生活を送ることのできる地域社会の実現が求められています。そのため、地域づくりや生きがいがづくりといった様々な地域活動において、男女双方の視点を反映することができるよう、地域で活動する各種団体へ男女共同参画を促進すると共に、情報提供や支援を行います。

(1) 市民活動との連携・支援

事業	事業の内容	担当課
商工会議所女性部への支援	女性の力で地域を元気にするため女性経営者で組織された、大田原商工会議所女性部の活動に対して支援を行います。	商工観光課

(2) 防災活動における男女共同参画の促進

事業	事業の内容	担当課
地域での防災活動への参加促進	男女双方の視点で防災活動や避難所運営を行うことができるよう女性の防災活動への参画を推進します。	危機管理課

家族経営協定¹

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間で十分に話し合っ取り決める協定のこと。

基本目標Ⅲ だれもが心豊かに暮らせる環境づくり

[現状と課題]

- 多様な就業形態に対応するための子育て支援体制の充実、支援を必要とする人に届けるための相談体制の充実や情報提供、父親の子育て参加を促進するための支援等を実施しました。父親の育児参加に向けては、市民の意識改革に加え、職場等の協力が不可欠であることから、事業者に向けた啓発も引き続き推進する必要があります。
- 女性の健康の確保、性教育の支援、性別にかかわらず健康づくりを推進するための健診の実施、スポーツの推進等に取り組みました。引き続き男女共同参画の視点を取り入れて健康づくりを推進する必要があります。
- 介護・介助者の負担軽減のための支援、介護・介助の情報提供や相談体制の充実等に努めました。介護支援サービスや障害支援サービスは男女が活躍を続けるためだけではなく、全ての人安心して暮らせる地域づくりという観点からも重要な施策であるため、引き続き取り組む必要があります。
- ひとり親家庭・生活困窮者等への支援、高齢者への支援、障がいのある人等への支援を行います。事業の実施自体が男女共同参画の推進に寄与するものが多いため、引き続き実施していく必要があります。

施策の方向1 家庭生活とその他の活動の両立支援

少子高齢化や雇用環境の変容及び社会経済のグローバル化が進行する中で、仕事優先の組織風土や長時間労働を前提とした働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ることは、女性のあらゆる分野における活躍の推進につながるだけでなく、男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながります。そのため、男性の家庭生活への参画推進に向けた支援を社会全体で促進する必要があります。子育てや親の介護問題は今より一層深刻になっていくことが予想されます。子育てや介護問題を社会全体で支えることができるサービスの充実に努めます。

(1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

事業	事業の内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発	働く人や事業主等に対する仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しについての周知啓発をします。	商工観光課
父親参加の子育てに向けた支援の推進	母子健康手帳交付時に、育児支援の資料等を配布し、父親の育児参加を推進します。	子ども幸福課

(2) 子育て・介護支援体制の充実

事業	事業の内容	担当課
保育サービスの充実	通常保育に加え、延長保育、障害児保育、一時預かり保育、病児・病後児保育など、多様なニーズに対応した保育事業等の充実に努めます。	保育課

放課後児童健全育成事業 (学童保育)の充実	放課後や夏休み等の長期休業中に、昼間、家庭に保護者のいない児童の健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業の充実を図ります。	保育課
ファミリーサポート センター ¹ 事業推進	地域における子育て支援を拡充するため、ファミリーサポートセンターの趣旨普及に努め、依頼会員及び提供会員の募集・育成を図ります。	保育課
子育て支援拠点施設事業 の推進	施設指導員等による育児に関するアドバイスと育児情報の提供、子育てに関する相談受付を通して、地域の子育てを支援します。	保育課
保育料等の負担軽減	保育園等入園児童の保育料等を軽減することにより、子育て世帯の経済的な支援を図ります。	保育課
介護保険施設等の充実	介護保険施設等の充実に努め、介護者の負担軽減を図ります。	高齢者幸福課
地域包括ケアシステムの 整備促進	高齢者の生活を家族などの介護者だけではなく、地域全体で支え合うことができるよう、地域包括ケアシステムの整備を促進します。	高齢者幸福課
在宅障害者(児)等居宅 生活支援事業の充実	在宅の障害者(児)等の介護給付、自立支援医療、補装具費等の給付、地域生活支援により、家族の介護の軽減を図ります。	福祉課

ファミリーサポートセンター¹

地域において、保育施設等までの送迎や緊急時の預かりなど、援助を行いたい人と受けたい人が会員となってお互いに支え合う事業。市が設置で運営を行う。

施策の方向2 男女の生涯にわたる健康の確保

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提となります。

特に、女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することに留意する必要がある、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点が重要となります。そのため、互いの身体的性差への理解促進や、性別に応じた健康づくりを支援すると共に、母子保健の充実に努めます。

(1) 生涯を通じた健康保持の推進

事業	事業の内容	担当課
性教育の充実	特別活動や保健体育において「性に関する指導」を年間指導計画に位置付け、計画的、継続的に指導を行います。	学校教育課
各種がん検診の実施	乳がん・子宮がんや前立腺がん等、性別に応じた各種がん検診を実施します。	健康政策課
女性セミナーの開設	女性が生涯にわたって健康の保持増進に努めることができるよう、女性の健康づくりに関するセミナーを実施します。	生涯学習課
女性スポーツ教室の開催	年代や個性に応じた健康づくりを推進するため、「市民一人1スポーツ」の観点から女性スポーツ教室を開催します。	スポーツ振興課

(2) 母子保健の充実

事業	事業の内容	担当課
不妊治療費補助金交付	不妊治療を受けた方に、保険診療適用外の治療費の一部を助成します。	子ども幸福課
妊婦健診受診票の交付	安心して妊娠・出産にのぞむことができるよう妊婦健診の受診票を交付し、医療費の公費負担をします。	子ども幸福課
妊産婦医療費助成事業	妊産婦の医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見と受療を促進し、母子保健の向上を図ります。	子ども幸福課
産婦健診費助成事業	産後2週間と1ヵ月の産後健診について、1回5,000円を上限に2回助成します。	子ども幸福課
子育て世代包括支援センター	専任職員として「子育てコンシェルジュ」を配置し、相談に応じています。	子ども幸福課
思春期保健の充実	豊かな父性及び母性を育むため、市内全小・中学校において思春期教室を実施し、正しい知識の普及と自己決定能力の育成を図ります。	子ども幸福課

施策の方向3 援助が必要な人への支援

高齢者やひとり親家庭等の中には、様々な困難を抱える人々が増加しており、特に女性については、出産・育児等によって就業を中断したり、非正規雇用者となるなど、生活上の困難に陥りやすいことから、「生理的貧困」への支援など、寄り添った相談支援が求められています。このため、男女共同参画の視点に立ち、困難に置かれている人が安心して暮らすことのできる環境整備に取り組みます。

また、性的指向・性自認に関することを理由として社会的困難を抱えることがあります。社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要です。

様々な背景を持つ人に対して、正しい理解を広め、状況に応じた相談・支援体制の充実に取り組みます。

(1) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

事業	事業の内容	担当課
養護老人ホーム措置事業	居宅で養護を受けることが困難な高齢者を措置支援することで、安心して暮らせる環境を整備します。	高齢者幸福課
高齢者の就業機会の充実	シルバー人材センターに対する事業費補助等により、高齢者の就業の促進を図ります。	高齢者幸福課
社会的活動の場の提供	老人クラブの体制強化を図ることにより、社会活動の場を提供します。	高齢者幸福課

(2) 貧困に直面する女性等に対する支援

事業	事業の内容	担当課
就労支援事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が一刻も早く就業・自立ができるよう、大田原市母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給します。	子ども幸福課
児童扶養手当給付事業	父母の離婚・父親又は母親の死亡などによって父親又は母親と生計を共にしていない児童や、重度の障害のある児童を健やかに育成することができるよう、児童扶養手当を支給します。	子ども幸福課
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	経済的な自立を更に促進するため資金の貸付が必要になったとき、母子父子自立支援員が資金の貸付や償還の相談に応じます。	子ども幸福課
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の親と子に対し医療費の一部を助成することにより、その心身の向上を図り、ひとり親家庭の福祉を増進します。	子ども幸福課

生活困窮者自立相談支援事業 ¹	生活上の困難に直面した人（「生理の貧困」にある女性を含む）に対し、地域の中で自立した生活を送れるよう、一人ひとりの状況に応じた相談・支援を行います。	福祉課
----------------------------	--	-----

(3) その他困難を抱える人への支援

事業	事業の内容	担当課
New LGBTQ ² への理解を深めるための取組	LGBTQに関する正しい理解を深めるための啓発や情報・学習機会の提供を行います。	政策推進課
性的少数者 ³ への教育相談の充実	学校教育の場において、児童・生徒に対し、相談体制やサポート体制の充実を図ります。	学校教育課
外国人子女相談員の配置	日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒に対し、ポルトガル語等を母語とする相談員を学校に配置し、学習支援活動や教育相談、文書の翻訳業務を行います。	学校教育課

生活困窮者自立相談支援事業¹

生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、平成27（2015）年4月に生活困窮者自立支援法が施行された。同法では、生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給、その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置について定められている。

LGBTQ²

性的少数者を表す表現の一つである「LGBTQ」は、女性同性愛者（Lesbian）、男性同性愛者（Gay）、両性愛者（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender: 身体の性別と性自認が一致しない人）、クエスチョニング（Questioning: 性的指向や性自認がはっきりしない、決められない、あるいは悩んでいる状況にある人）の頭文字を組み合わせた言葉で、性的少数者を表す総称のひとつとしても使われることがある。

性的少数者³（セクシャルマイノリティ）

出生時に判定された性と性自認（自分の性をどのように認識しているか）が一致し、かつ性的指向（どのような性別の人を好きになるか）が「恋愛・性愛の対象は異性」というパターンに当てはまらない人々のこと。